

相続税の2割加算の改正

Q : 今年度の税制改正で、相続税の2割加算の制度が改正になったそうですが、どのようになったのですか。

A : 養子となった被相続人の孫（代襲相続人である者を除きます）にも、2割加算が適用されることとなりました。

【解説】

相続税の2割加算の制度とは、次の①②のいずれにも該当しない人が相続や遺贈により財産をもらった場合には、その人の相続税額を1.2倍にするというものです。

- ① 被相続人（亡くなった人）の配偶者
- ② 被相続人の一親等の血族（子または親）及びその代襲相続人

（注）代襲相続人とは？

相続人となるはずの子がすでに亡くなっていたり相続権を失っている場合に、代わりに孫が相続人となることを代襲相続といい、この孫のことを代襲相続人といいます。これまで、孫を養子にして、その孫に財産を相続させると、2割加算の適用もなく、また、財産を一代飛ばしできるということから、孫を養子にするという相続対策が行われてきました。そんなこともあってか、今年度の税制改正では養子となった孫も2割加算の適用対象者に含めることとされたのです。

ただし、この適用は子がまだ生きているという場合に限られ、子がすでに亡くなっているため孫が代襲相続人となる場合には、適用はありません。

